

バナー広告掲載ガイドライン

以下は、一般社団法人東京福岡県人会（以下「県人会」という。）が管理運営するウェブサイトにはバナー広告を掲載するに当たり、一定事項を広告主様に遵守頂くためのガイドラインです。

1. 掲載されるウェブサイト

<http://fukuoka-kenjinkai.jp/>

2. バナー広告の掲載及び仕様

- (1) 掲載場所 トップページ下部
- (2) 広告の枠数 6枠（1申込につき1枠）
- (3) 広告の規格 ① 大きさ：縦 240 ピクセル、横 720 ピクセル
② 形式：JPG・PNG・GIF（アニメーション不可）
③ データ容量：100KB 程度
- (4) バナー広告の準備のない広告主の方には、以下の費用で作成致します。
（作成費用目安：概算金 10,000円※消費税込金 10,800円）

3. 広告掲載料

1年間 金 36,000円（月額換算金 3,000円）
※消費税込年額金 39,600円

4. 掲載期間

- (1) 申込み及び広告掲載料金の支払いがあった月から1年間。
- (2) 期間満了前、継続の意思及び広告掲載料金の支払いがあった場合に更新します。

5. 広告掲載料の納付

始期日の30日前迄に広告掲載料の全額一括納付をお願いします。

なお、バナー広告作成を広告掲載申込み時に同時希望された方は、広告掲載料と同時にバナー広告作成費用も加算して一括納付をお願いします。

6. 振込口座（振込手数料は広告主の負担）

口座名義：東京福岡県人会（トウキョウフクオカケンジンカイ）

- ・福岡銀行 東京支店 普通預金 33729
- ・西日本シティ銀行 東京支店 普通預金 0014719

- ・みずほ銀行 麴町支店 普通預金 1077778
- ・三菱東京 UFJ 銀行 麴町支店 普通預金 0247041

7. 掲載できないバナー広告

- (1) 次のような広告（転送先サイト含む）は掲載できません。
- ① 法令及び公序良俗に反するおそれがあるもの
 - ② 政治性又は宗教性のあるもの
 - ③ 意見広告及び名刺広告又はこれに類する広告
 - ④ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - ⑤ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - ⑦ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - ⑧ 広告主又は広告主を実体上支配するものが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準じたものを総称したもの）である場合
 - ⑨ その他、掲載広告として県人会が不相当と認めるもの
- (2) 広告掲載以降又は広告掲載料の納付を受けた後の掲載までの期間中に、当該バナー広告が前記（1）に該当することが判明した場合には、県人会は広告主の承諾を要せず直ちに掲載を削除し、残存期間の広告掲載料を日割り計算（削除日の翌日から起算）により広告主に返還します。但し、返還する広告掲載料には利息は付さないものとします。

8. 告知事項

広告主は、次の事由が生じたときは、速やかに県人会へ報告をする義務があります。

- (1) バナー広告のリンク先を変更し、又はリンク先のホームページの内容を大幅に変更するとき。
- (2) 前記7（1）に該当もしくは該当するおそれがあるとき

9. 広告の責任

- (1) 県人会は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任は負わず、また広告に対する広告主への広告効果を保証するものではありません。
- (2) 第三者から広告に関連する苦情の申立て等がなされた場合には、広告主はその責任と負担において解決するものとします。

10. 掲載の終了

広告主はいつでも県人会への書面又は電子メールの各到達日をもって掲載を取りやめることができ、掲載終了後の残存期間の広告掲載料を日割り計算（削除日の翌日から起算）にて広告主に返還します。但し、返還する広告掲載料には利息は付さないものとしします。

11. 責任主体（連絡先）

一般社団法人東京福岡県人会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 5F

TEL：03-3261-2382 FAX：03-3261-2330

E-mail：info@fukuoka-kenjinkai.jp

以上